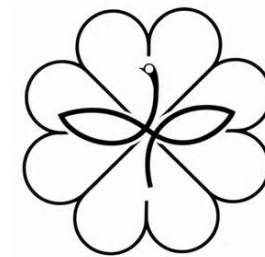




ご存じですか？地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員、主任児童委員」



皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員、主任児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか。

「民生委員・児童委員、主任児童委員」は、民生委員法・児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。

	民生委員・児童委員	主任児童委員
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の区域を担当し、高齢者や障害がある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の区域を担当せず、地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当の児童委員と連携して活動
活動事例	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域の高齢者や障害者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など） ・ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供 ・支援が必要な方の様々な相談に応じ、助言 ・児童の登下校時の声かけ、パトロール活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村、福祉事務所、児童相談所や保健所、学校と区域担当の児童委員・民生委員との連絡調整 ・民生委員・児童委員の活動に関する相談 など ・地域での子育てサークルなどの活動 

◆自らも地域住民の一員として担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や子どもたちへの声かけなどを行っています。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう地域の専門機関とのつなぎ役になります。

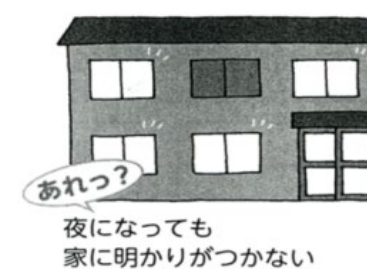
☆ 民生委員・児童委員、主任児童委員は、法律で守秘義務が定められているため、相談内容の秘密は守ります。



地域では「友愛ボランティア」も活動しています。

【友愛訪問ボランティアの活動例】

- ①お元気確認やお話し相手、相談などを行います。
- ②見守り訪問だけではなく外からそっと見守りをする事もあります。
- ③民生委員・児童委員と連絡を取りながら情報交換を行います。



※参考文献
政府広報オンライン
全国民生委員児童委員連合会ホームページ